

**新潟県公安委員会規則第1号**

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

**第1条** 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表**(第2条関係)

	警 察 官					警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補(巡査部長を含む。)	巡 査	小 計		
警察本部	75	129	786	225	1,215	447	1,662
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	154	1,641	976	2,828	137	2,965
初任科生				128	128		128
合 計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

(新潟県警察組織規則の一部改正)

**第2条** 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(生活安全企画課) <b>第12条</b> 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) (9) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること(生活保安課及び <u>国際・薬物銃器対策課</u> の所掌に属するものを除く。) (10) (略) (11) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること(生活保安課及び <u>国際・薬物銃器対策課</u> の所掌に属するものを除く。) (12)～(19) (略)  (少年課) <b>第13条</b> 少年課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) (略)	(生活安全企画課) <b>第12条</b> 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) (9) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること(生活保安課及び <u>組織犯罪対策第一課</u> の所掌に属するものを除く。) (10) (略) (11) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること(生活保安課及び <u>組織犯罪対策第一課</u> の所掌に属するものを除く。) (12)～(19) (略)  (少年課) <b>第13条</b> 少年課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) (略)

(10) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 (明治33年法律第33号) 及び 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 (大正11年法律第20号) の施行に関する事。

(11) (略)

(生活保安課)

**第14条** 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(11) (略)

(12) 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する犯罪の捜査に関する事 (国際・薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。)

(13) 火薬類取締法に規定する犯罪の捜査に関する事 (国際・薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。)

(14)～(17) (略)

(地域課)

**第15条** 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事。

(4)・(5) (略)

(6) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助 (警察用航空機の運用を含む。)及びこれらの事故の防止に関する事。

(7) (略)

(刑事部の分課)

**第18条** 刑事部に、次の課、所及び隊を置く。

(略)

組織犯罪対策課

国際・薬物銃器対策課

(略)

(組織犯罪対策課)

**第23条** 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪 (他の所掌に属するものを除く。以下同じ。)に係る対策の企画及び調査に関する事。

(2) 組織犯罪に係る情報の収集、整備及び分析に関する事。

(3)・(4) (略)

(5) 暴力団等に係る情報の収集及び整備に関する事。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) の施行に関する事。

(7) 暴力団等の排除活動に関する事。

(10) 未成年者喫煙禁止法 (明治33年法律第33号) 及び 未成年者飲酒禁止法 (大正11年法律第20号) の施行に関する事。

(11) (略)

(生活保安課)

**第14条** 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(11) (略)

(12) 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する犯罪の捜査に関する事 (組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。)

(13) 火薬類取締法に規定する犯罪の捜査に関する事 (組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。)

(14)～(17) (略)

(地域課)

**第15条** 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関する事。

(4)・(5) (略)

(6) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。

(7) (略)

(刑事部の分課)

**第18条** 刑事部に、次の課、所及び隊を置く。

(略)

組織犯罪対策第一課

組織犯罪対策第二課

(略)

(組織犯罪対策第一課)

**第23条** 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪対策の企画及び調査に関する事。

(2) 組織犯罪情報の収集、整備及び分析に関する事。

(3)・(4) (略)

(5) 薬物及び銃器に係る総合的対策に関する事。

(6) 薬物及び銃器犯罪に係る情報の収集及び整備に関する事。

(7) 薬物及び銃器犯罪の取締りに関する事。

- (8) 暴力団等に係る犯罪の取締りに関すること。
- (9) 組織犯罪の取締りに関すること。

(国際・薬物銃器対策課)

**第23条の2** 国際・薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 薬物犯罪及び銃器犯罪に係る総合対策に関すること。
- (2) 薬物犯罪及び銃器犯罪に係る情報の収集及び整備に関すること。
- (3) 薬物犯罪及び銃器犯罪の取締りに関すること。
- (4) 国際犯罪に係る情報の収集及び整備並びに国際犯罪の実態解明に関すること。
- (5) 国際捜査共助に関すること。
- (6) 国際犯罪の取締りに関すること。

(警備第二課)

**第36条** 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(8) (略)
- (9) 警察用航空機の運用に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。

(組織犯罪対策本部長)

**第43条** (略)

2 (略)

3 組織犯罪対策本部長は、上司の命を受け、刑事部の所掌に属する事務のうち組織犯罪対策課及び国際・薬物銃器対策課の重要事項に係るものを総括整理する。

**別表第1** (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
地域課	(略)	(略)
	職質指導 警ら隊	
(略)		
組織犯罪対策課	特殊詐欺 特別捜査室	第23条第9号に掲げる事務のうち特殊詐欺等の捜査に関する <u>もの</u>
(略)		

- (8) 国際犯罪に係る情報の収集、整備及び実態解明に関すること。
- (9) 国際捜査共助に関すること。
- (10) 国際犯罪の取締りに関すること。

(組織犯罪対策第二課)

**第23条の2** 組織犯罪対策第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団等に係る情報の収集及び整備に関すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。
- (3) 暴力団等の排除活動に関すること。
- (4) 暴力団等に係る犯罪の取締りに関すること。

(警備第二課)

**第36条** 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(8) (略)

(組織犯罪対策本部長)

**第43条** (略)

2 (略)

3 組織犯罪対策本部長は、上司の命を受け、刑事部の所掌に属する事務のうち組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課の重要事項に係る事務を総括整理する。

**別表第1** (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
地域課	(略)	(略)
	職質指導 警ら隊	
	航空隊	第15条第3号に掲げる事務のうち警察用航空機の運用に関する事務
(略)		
捜査第二課	特殊詐欺 特別捜査室	第21条第1号に掲げる事務のうち特殊詐欺等の捜査に関する <u>事務</u>
組織犯罪対策第一課	薬物銃器対策室	第23条第5号から第7号までに掲げる事務
(略)		

運転免許センター	(略)	
警備第二課	航空隊	第36条第9号に掲げる事務
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
地域課	(略)	
	航空管理官	警察用航空機の運用に関する事務(地域課の所掌に属するものに限る。)
(略)		
捜査第二課	(略)	
	告訴専門官	(略)
(略)		
組織犯罪対策課	組織犯罪情報官	組織犯罪に係る情報の収集及び分析、犯罪収益等に関する事務
	暴力団対策官	暴力団対策に関する事務
	特殊詐欺特別捜査室長	特殊詐欺特別捜査室に関する事務
国際・薬物銃器対策課	国際・薬物銃器対策管理官	国際犯罪、薬物犯罪及び銃器犯罪の対策に関する事務
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策管理官	(略)
	航空隊長 航空整備管理官	航空隊に関する事務 警察用航空機の整備に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	(略)	
	刑事第二課	警察本部刑事部捜査第二課、組織犯罪対策課及び国際・薬物銃器対策課の所掌に属する事務
	(略)	
新潟	(略)	

運転免許センター	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
地域課	(略)	
	航空隊長	航空隊に関する事務
(略)		
捜査第二課	(略)	
	告訴専門官	(略)
	特殊詐欺特別捜査室長	特殊詐欺特別捜査室に関する事務
(略)		
組織犯罪対策第一課	薬物銃器対策室長	薬物銃器対策室に関する事務
	組織犯罪情報官	組織犯罪情報の収集及び分析、国際犯罪並びに犯罪収益等に関する事務
組織犯罪対策第二課	暴力団対策官	暴力団対策に関する事務
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策管理官	(略)
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	(略)	
	刑事第二課	警察本部刑事部捜査第二課、組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課の所掌に属する事務
	(略)	
新潟	(略)	

西	刑事第 二課	警察本部刑事部捜査第二課、 <u>組織犯罪対策課及び国際・薬物 銃器対策課</u> の所掌に属する事務	西	刑事第 二課	警察本部刑事部捜査第二課、 <u>組織犯罪対策第一課及び組織犯 罪対策第二課</u> の所掌に属する事 務
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

(新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則の一部改正)

**第3条** 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則(平成26年新潟県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(立入調査を行う警察職員)	(立入調査を行う警察職員)
<b>第3条</b> 条例第24条第2項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、 <u>新潟県警察本部刑事部国際・薬物銃器対策課及び警察署</u> の職員とする。	<b>第3条</b> 条例第24条第2項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、 <u>刑事部組織犯罪対策第一課及び警察署</u> の職員とする。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。